（別紙）大分県建築設計業務委託特記仕様書

大分県教育庁

Ⅰ　業務概要

1.　委託業務名称	ネクストハイスクール改革先導拠点コンサルティング業務委託
2.　計画施設概要	
（1）　施設名称	大分県立大分工業高等学校
（2）　敷地の場所	大分市芳河原台１２－１
（3）　施設用途	学校
3.　業務概要	大分県立大分工業高等学校校舎改修及び新築工事に係る以下の
	建築物の基本設計一式（電気・機械工事に係る設計も含む）
	・既存校舎改修（７室）
	・新築（２棟）

4.　設計与条件

（1）　敷地の条件		
㈠ 敷地面積		㎡
㈡ 地域（用途等）		
（2）　施設の条件		
㈠ 施設の延面積		㎡　（既存面積　　㎡）
㈡ 主要構造		
㈢ 耐震安全性の分類		

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成２５年３月２９日付け国営計第１２６号、国営整第１９８号、国営設第１３５号）による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

1) 構造体	○ Ⅰ類	○ Ⅱ類	○ Ⅲ類
2) 建築非構造部材	○ A類	○ B類	
3) 建築設備	○ 甲類	○ 乙類	
	○ 一般の施設	○ 特定の施設	

（3）　建設の条件	
㈠ 予定工事費	約３億円
㈡ 建設工期	令和９年１０月から令和１１年３月
（4）　履行期間	※別紙　ネクストハイスクール改革先導拠点コンサルティング業務委託仕様書による
（5）　既存図面の有無	
㈠ 建築工事	有
㈡ 電気設備工事	有
㈢ 機械設備工事	有
（6）　成績評定	本委託業務は成績評定の対象と（　○ する　● しない）
（7）　その他	

Ⅱ　業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「大分県建築設計業務委託共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）による。

（大分県ホームページ参照　https://www.pref.oita.jp/soshiki/18600/kijyun.html）

１．　設計業務の内容及び範囲

（１）　一般業務

①基本設計

- 建築（意匠）基本設計
- 建築（構造）基本設計
- 電気設備基本設計
- 機械設備基本設計

項　　目		委託	対象外業務等
(1)設計条件等の整理	(ⅰ)条件整理	●	発注者と受注者で協力分担
	(ⅱ)設計条件の変更等の場合の協議	●	
(2)法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(ⅰ)法令上の諸条件の調査	●	発注者と受注者で協力分担
	(ⅱ)計画通知に係る関係機関との打合せ	●	
(3)上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		●	発注者と受注者で協力分担
(4)基本設計方針の策定	(ⅰ)総合検討	●	発注者と受注者で協力分担
	(ⅱ)基本設計方針の策定及び説明	●	
(5)基本設計図書の作成		●	
(6)概算工事費の検討		●	発注者と受注者で協力分担
(7)基本設計内容の説明等		●	発注者と受注者で協力分担

（２）　追加業務

○ 建築積算業務
○ 電気設備積算業務
○ 機械設備積算業務
○ 計画通知書（建築基準法第１８条第２項）
○ 全体計画認定の申請書（建築基準法第８６条の８）
○ 建築工事届（建築基準法第１５条第１項）
○ 仮使用承認申請書（建築基準法第７条の６第１項第１号）
○ 仮設建築物等の許可申請書（建築基準法第８５条）
○ 省エネルギー計画書（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１２条）
○ 景観法に基づく届け出
○ 開発許可申請書（都市計画法法第２９条）
○ 環境アセスメント調査実施
○ 建築物に関する調査報告書（建築基準法第１２条５項）
○

（３）　その他

○ 透視図作成　　種類（　　）　判の大きさ（　　）
　　枚数（　　）　額の有無（　　）　材質（　　）
○ 模型製作　　縮尺（　　）　主要材料（　　）
　　ケースの有無（　　）　材質（　　）
○ 日影図の作成
○ ランニングコストの計算
● 現況調査
● 事業説明用の資料

２．　技術者の適用及び資格

管理技術者	●	必要とする	○	必要としない
管理技術者の資格	1級建築士、2級建築士、建築設備士			
照査技術者	○	必要とする	●	必要としない
照査技術者の資格	1級建築士、2級建築士、建築設備士			
構造設計一級建築士の関与 （自ら設計する、又は、法適合確認を行う）	○	必要とする	●	必要としない
設備設計一級建築士の関与 （自ら設計する、又は、法適合確認を行う）	○	必要とする	●	必要としない

※構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の関与を必要とする場合で、受注者に構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士が所属していない場合は、再委託等の手続きを行うこと。

３．業務計画書

（１） 調査職員に提出する業務計画書には、下記事項を記載するものとする。

- 業務概要
- 業務工程表
- 業務組織計画書
- 成果物の内容、部数
- 連絡体制(緊急時含む)
- 管理技術者の経歴等
- 協力事務所の名称等(協力者がある場合)
- 照査計画(照査技術者を定める場合)
- 実施方針
- 使用する主要機器等
- 打合せ計画
- 使用する主な図書及び基準
- その他必要事項
- 各担当技術者の経歴等
- 照査技術者の経歴(照査技術者を定める場合)

（２）業務計画書は、「業務計画書作成の手引き」を基に作成を行うこと。

また、「業務計画書（参考様式）」を参考にすること。

（手引き及び参考様式　大分県ホームページ　http://www.pref.oita.jp/soshiki/18600/kijyun.html）

４．重要事項説明

契約締結前に建築士法第２４条の７に基づく重要事項説明を行うこと。

５．業務の実施

（１）一般事項

(a)　基本設計業務は、提示された設計与条件及び適用基準等に基づき行う。

~~(b)　実施設計業務は、提示された設計与条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。~~

~~(c)　積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等に基づき行う。~~

~~（２）提出書類~~

~~本業務の実施に当たっては、別表の書類を、遅滞なく提出すること。~~

（３）打合せ及び記録

共通仕様書3.19の規定に基づき、打ち合わせは設計業務着手時のほか、次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出すること。

(a)　調査職員又は管理技術者が必要と認めた時

(b)　その他（　　）

~~（４）設計チェックリスト~~

大分県土木建築部が定める「（建築／電気設備／機械設備）設計チェックリスト」を設計図面作成作業完了後に、「（建築／電気設備／機械設備）営繕工事積算チェックリスト」を積算作業完了後に、調査職員に提出すること。

ただし、建築設計においては、下記の各段階において各チェックリストの各編を提出することとし、業務計画書内の業務工程表に、提出時期について明記すること。

各　段　階	チェックリスト	
計画検討作業完了後	設計チェックリスト	設計計画編
詳細設計作業完了後		詳細設計編
積算数量算出書作成後	営繕工事積算チェックリスト	数量算出チェックリスト
積算数量調書作成後		積算数量調書チェックリスト 数量チェックシート (建築工事のみ) 単価資料等チェックリスト

~~（５）設計ＶＥ~~

設計ＶＥの対象設計とするので、設計の骨格の策定段階（　　月　　日迄に）に基本図面、コスト概算書を提出し、設計点検を受けること。

~~（６）設計業務関連資格者の活用~~

(a) 積算業務を再委託する場合は、建築積算士を活用すること。

(b) 建築設備設計補助業務を再委託する場合は、建築設備士を活用すること。

（７）暴力団関係者等による不当介入の排除対策

受注者は、当該委託等にあたって暴力団関係者等から不当介入を受けた場合は、拒否するとともに、発注者に報告し、かつ、警察に届出なければならない。

なお、再委託業者等に対しても同様の対応を行うよう周知徹底すること。

（８）設計方針及び適用基準等

(a) 建築工事及び建築設備工事

設計を行なう建物の用途、目的、建設場所及び予算等により、意匠・機能・構造・関係法令・防災・設備・コスト・バリアフリー・建設リサイクル・環境汚染対策及び室内空気汚染対策への配慮等について、建物使用者、事業主管課及び施設整備課と協議の上、下記の基準類を標準として設計を行うこと。

「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
「木造建築工事標準仕様書」
「建築工事標準詳細図」
「公共建築設備工事標準図」（電気設備工事編・機械設備工事編）
「建築設計基準及び同解説」
「建築構造設計基準及び同解説」
「建築設備設計基準」
「建築設備計画基準」
「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」
「構内舗装・排水設計基準」
「大分県福祉のまちづくり条例に基づく施設整備マニュアル」
「大分県公共建築物における地域材の利用の促進に関する基本方針」
「大分県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する指針」
「大分県グリーン購入推進方針」
「公営住宅等整備基準」
「住宅の性能に関する評価方法基準」
「公共住宅建設工事共通仕様書」
「グリーン庁舎基準及び同解説」
「官庁施設の環境保全性に関する診断・改修計画基準」
「住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン」

※基準類は各々最新版を適用する

(b) 解体工事等

(ｱ) 解体工事及び改修工事による周辺環境への影響、解体に伴う廃棄物の処理、本工事従事者の作業環境等について、関係法令の遵守や下記の基準類に配慮し、設計を行うこと。

「建築物解体工事共通仕様書・同解説」
「建設副産物適正処理推進要綱」　(平成14年6月26日付け企検第796号)
「公共建設工事における再生資材活用の当面の運用について」
　(令和3年5月24日付け建政第441号)
「事業損失の発生が想定される営繕工事の執行指針」
　(平成22年7月23日付け施整第673号)

(ｲ) 解体に伴う廃棄物による処理については、「建築副産物適正処理推進要綱」(平成14年6月26日付け企検第796号)及び「公共建設工事における再生資材活用の当面の運用について」(令和3年5月24日付け建政第441号)の遵守に努めること。

(ｳ) 設計に当たっては、工法、防災、予算、関係法令等について、建物管理者、事業主管課、関係法令担当部局及び施設整備課と協議の上、適切に行うこと。

(ｴ) 数量積算については、可能な限り精算で行うこと。

(ｵ) 工法、処分先、有害物質(蛍光灯コンデンサーのＰＣＢ、飛散性アスベスト、フロン等)の処分の検討については十分注意を払い、設計書に表示のこと。

〈関係法令〉
建築基準法
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律
再生資源の利用の促進に関する法律
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
労働安全衛生法
騒音規制法
振動規制法
大気汚染防止法

(c) 積算

(ｱ) 設計内訳書作成についての積算基準は下記の基準類を標準とし、設計内訳書提出の際には、数量明細書、単価根拠等も合わせて提出すること。

「公共建築工事積算基準・同解説」　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
「建築数量積算基準・同解説」　建築積算研究会制定
「公共建築設備数量積算基準・同解説」　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
※基準類は各々最新版を適用する

(ｲ) 工事価格の積算に際し、参考とする製品及び専門工事価格について、製造業者を含む専門工事業者より見積を徴収する必要がある場合は、下記書式を標準とする。

「公共建築工事見積標準書式」(建築工事編)・(設備工事編)　国土交通省制定

(９) 貸与品等(大分県建築設計業務等委託契約約款〈以下「契約約款」という。〉第21条、共通仕様書3.15)

貸与品	数量

貸与場所(　　)　貸与時期(　　)
返却場所(　　)　返却時期(　　)

(10) 部分引渡しの指定部分の範囲（契約約款第42条）

（※別紙　ネクストハイスクール改革先導拠点コンサルティング業務委託仕様書による）

(11) 著作権の帰属等（契約約款第７～１１条）

契約約款における条文（A）（B）の選択については、次のとおりとする。

対　象　条　文	条文タイプ	適用
第７条、第８条、第９条 第１０条及び第１１条	条文（A）著作権の帰属	●
	条文（B）著作権の譲渡	○

(12) 意匠の実施の承諾等（契約約款第１３条の２）

契約約款における条文（A）（B）の選択については、次のとおりとする。

対　象　条　文	条文タイプ	適用
第１３条の２	条文（A）	●
	条文（B）	○

(13) 成果物の取り扱いについて

提出されＣＡＤデータ等については、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図及び当該施設の完成図の作成に使用するなど、契約約款第８条第１項の規定の範囲内で使用することがある。

(14) 契約不適合責任

本委託業務における成果物の引渡しの日から本件建築物の工事完成後2年以内に契約不適合であることが発見された場合は、契約約款第45条第1項の規定に基づき、受注者に対して期間を定めて成果物の修補又は代替品の引渡しによる履行の追完を請求する。

~~(15) 設計図書等の作成~~

設計図書等の作成は「６．成果物及び提出部数」の項目によるほか、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の「建築工事設計図書作成基準」を標準として作成すること。

~~(16) リサイクル計画書の作成について~~

「設計金額 100万円以上」で、かつ「建設資材の使用又は建設副産物が発生する」工事の発注が予定される設計の場合は、以下の書類を作成し、提出すること。

(a) 基本設計の場合、「大分県建設リサイクルガイドライン」に記載の「リサイクル計画書【基本・概略・予備設計】（別紙１）

(b) 実施設計の場合、「大分県建設リサイクルガイドライン」に記載の「リサイクル計画書【詳細・細部・実施設計】（別紙２）

~~(17) ウィークリースタンスについて~~

本業務は、ウィークリースタンスの対象である。実施にあたっては、「ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組む ものとする。

~~(18)「営繕積算システムRIBC2」について~~

本委託業務における設計書、見積比較表及び刊行物比較表は、「営繕積算システム　RIBC2」の内訳書作成システムにより作成すること。

なお、標準単価ファイル、歩掛りファイル及び名称ファイルは発注者より供与する。

~~(19) 設計時における石綿予備調査について~~

改修工事または解体工事設計業務の場合、工事範囲にある設計業務対象建材の石綿有無について、調査（書面調査、目視調査、分析調査）を行うこと。

調査については、厚生労働省及び環境省が作成した「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル付録Ⅰ事前調査の方法」に準じて行うこと。ただし、書面調査及び目視調査で石綿の含有が判断できない場合にレベル１、２については分析調査を行い、レベル３については必要に応じて分析調査を行う。

（予備調査の実施については、石綿障害予防規則第３条第４項の規定を問わない。）

分析調査は、定性分析（JIS A 1481-1またはJIS A 1481-2)を基本とする。

大規模改修等、建築・電気・機械で分離発注した設計業務の場合、調査範囲について調整を適切に行うこと。

調査結果は、発注者指定の参考様式等にて報告すること。

なお、年代・建材別の石綿含有の有無は石綿含有建材データベース

（https://www.asbestos database.jp/）を参考にする。

(20) 参考見積書の徴取方法について

工事費積算にあたって見積書を徴取する必要がある場合は、形状、寸法、品質、規格、数量、工期（週休２日を考慮）、納入時期及び場所等の条件を提示して見積を依頼する。

見積を依頼する前に見積条件が現場と一致しているか調査職員と確認を行うこと。

見積依頼先は、工種ごとに専門業者３者以上を基本とし、それぞれ個別に直接依頼を行うこと。

依頼先の優先順位は、原則として現場と同一市町村、現場と同一土木事務所管内、現場と同一土木事務所管内に隣接する土木事務所管内、県内、県外に存する専門業者の順とする。

~~(21) 熱中症特別警戒情報の発令について~~

熱中症特別警戒情報は、県内14の観測地点全てで、10年に一度とされる暑さ（暑さ指数35以上）になると予想された場合に環境省から発表されるもの。

受注者は「大分県 県民安全・安心メール」、「おおいた防災アプリ」等により、当該情報を収集し、適切な熱中症予防措置を講ずること。

『大分県 県民安全・安心メール』

https://www.bousai-oita.jp/より登録。

※登録は無料。ただし、通信料は登録者の負担。

ネットワークや電波状況によって、メールの受信に遅延が生じたり、受信できないことがある。

『おおいた防災アプリ』

QRコードよりアプリをダウンロード。

※ダウンロードは無料。ただし、通信料は登録者の負担。

【Googleplay】　【Appstore】

６．成果物及び提出部数

（１）基本設計

設計の種類		成　果　物	縮尺等
建築総合		● 計画説明書 ○ 仕様概要書 ● 仕上概要表 ● 面積表及び求積図 ● 敷地案内図 ● 配置図 ● 平面図（各階） ○ 断面図 ○ 立面図 ● 工事費概算書	適宜
建築構造		● 構造計画説明書 ○ 構造設計概要書 ○ 工事費概算書	適宜
設備	電気設備	● 電気設備計画説明書 ○ 電気設備設計概要書 ○ 工事費概算書 ○ 各種技術資料	適宜
	給排水衛生設備	● 給排水衛生設備計画説明書 ○ 給排水衛生設備設計概要書 ○ 工事費概算書 ○ 各種技術資料	適宜
	空調換気設備	● 空調換気設備計画説明書 ○ 空調換気設備設計概要書 ○ 工事費概算書 ○ 各種技術資料	適宜
	昇降機等	○ 昇降機等計画説明書 ○ 昇降機等設計概要書 ○ 工事費概算書 ○ 各種技術資料	適宜
その他		○ 透視図 ○ 模型 ○ 日影図	

（注）：建築構造の成果物は、建築総合の成果物に含めることもできる。

（２）実施設計

設計の種類	成　果　物	縮尺等
建築総合	○　建築物概要書 ○　仕様書 ○　仕上表 （石綿含有の有無を明示（改修・解体工事）） ○　面積表及び求積図 ○　敷地案内図 ○　配置図 ○　平面図（各階） ○　断面図 ○　立面図（各面） ○　矩計図 ○　展開図 ○　天井伏図（各階） ○　平面詳細図 ○　部分詳細図（断面含む） ○　建具表 ○　建具配置図 ○　外構図 ○　総合仮設計画図 ○　設計工事費内訳書 ○　積算数量算出書 （見積書、代価表、拾い書及び根拠資料等） ○　各種計算書 ○　確認申請に必要な図書 ○　建築設計チェックリスト ○　建築工事積算チェックリスト	適宜
建築構造	○　仕様書 ○　構造基準図 ○　伏図（基礎、杭）※見下図とする ○　伏図（小屋、各階床）※見上図とする ○　軸組図 ○　部材断面表 ○　各部断面図 ○　標準詳細図、部分詳細図 ○　構造計算書 ○　設計工事費内訳書 ○　建築工事積算数量算出書 （見積書、代価表、拾い書及び根拠資料等） ○　確認申請に必要な図書	適宜

（注）：建築構造の成果物は、建築総合の成果物に含めることもできる。

設計の種類		成　果　物	縮尺等
設備	電気設備	○　仕様書 ○　敷地案内図 ○　配置図 ○　電灯設備図 ○　動力設備図 ○　電熱設備図 ○　雷保護設備図 ○　受変電設備図 ○　静止形電源設備図 ○　発電設備図 ○　構内情報通信網設備図 ○　構内交換設備図 ○　情報表示設備図 ○　映像・音響設備図 ○　拡声設備図 ○　誘導支援設備図 ○　テレビ共同受信設備図 ○　テレビ電波障害防除設備図 ○　監視カメラ設備図 ○　駐車場管制設備図 ○　防犯・入退室管理設備図 ○　火災報知設備図 ○　中央監視制御設備図 ○　構内配電線路 ○　構内通信線路 ○　石綿含有の有無の明示図等 （石綿含有の有無を明示（改修・解体工事）） ○　設計工事費内訳書 ○　各種設計計算書 ○　電気設備工事積算数量算出書 （見積書、代価表、拾い書、拾い図及び根拠資料等） ○　確認申請に必要な図書 ○　電気設備設計チェックリスト ○　電気設備工事積算チェックリスト	適宜

設計の種類		成　果　物	縮尺等
設備	給排水衛生設備	○　仕様書 ○　敷地案内図 ○　配置図 ○　機器表 ○　衛生器具設備図 ○　給水設備図 ○　排水設備図 ○　給湯設備図 ○　消火設備図 ○　厨房設備図 ○　ガス設備図 ○　し尿浄化槽設備図 ○　ごみ処理設備図 ○　さく井設備図 ○　屋外設備図 ○　石綿含有の有無の明示図等 (石綿含有の有無を明示(改修・解体工事)) ○　設計工事費内訳書 ○　各種設計計算書 ○　給排水衛生設備工事積算数量算出書 （見積書、代価表、拾い書、拾い図及び根拠資料等） ○　確認申請に必要な図書 ○　機械設備設計チェックリスト ○　機械設備積算チェックリスト	適宜
	空気調和設備	○　仕様書 ○　敷地案内図 ○　配置図 ○　機器表 ○　空気調和設備図 ○　換気設備図 ○　排煙設備図 ○　自動制御設備図 ○　屋外設備図 ○　石綿含有の有無の明示図等 (石綿含有の有無を明示(改修・解体工事)) ○　設計工事費内訳書 ○　各種設計計算書 ○　空調換気設備工事積算数量算出書 （見積書、代価表、拾い書、拾い図及び根拠資料等） ○　確認申請に必要な図書 ○　機械設備設計チェックリスト ○　機械設備積算チェックリスト	適宜

設計の種類		成　果　物	縮尺等
設備	昇降機等	○　仕様書 ○　昇降機設備図 ○　搬送機設備図 ○　石綿含有の有無の明示図等 （石綿含有の有無を明示（改修・解体工事）） ○　設計工事費内訳書 ○　各種設計計算書 ○　積算数量算出書 （見積書、代価表、拾い書、拾い図及び根拠資料等） ○　確認申請に必要な図書	適宜
その他		○　透視図 ○　模型 ○　日影図 ○　ランニングコスト計算書 ○　省エネルギー計画書 ○　現況調査報告書（写真） ○　（各種申請書） ○　工事の詳細な実施工程表 （工期算定用、考えられる工種、 具体的な作業内容を明記） ○　コンクリート打継計画図 ○　石綿予備調査報告書	

その他工事に係る成果物

設計の種類(工事内容)	成　果　物	縮尺等
○○工事	●　仕様書 ○　部分詳細図 ○	適宜

（３）　成果物の仕様等

(a)（製図）用紙　……　普通紙、上質紙又は再生紙

(b)寸　　法　……　メートル法による。

(c)設 計 書　……　「営繕積算システム　RIBC2」によって作成した電子データ（内訳書作成システム標準書式）

(d)構造計算書　……　Ａ４判

（４）成果物の提出部数

成　果　物		仕　様	部数
図面	原図	Ａ３又はＡ２判	0
	ＣＡＤデータ	ＣＤ又はＤＶＤ	1
	ＰＤＦファイル（45MB以内）	ＣＤ又はＤＶＤ	1
設計書	原稿		0
	内訳書ファイル　※excelにて ~~(営繕積算システムRIBC2)~~	ＣＤ又はＤＶＤ	1
構造計算書	原稿		0
	ＰＤＦファイル	ＣＤ又はＤＶＤ	0
設計資料	原稿		0
	ＰＤＦファイル	ＣＤ又はＤＶＤ	1
予備調査報告書	原稿		0
	ＰＤＦファイル	ＣＤ又はＤＶＤ	0

※ＣＡＤデータはＪWW形式を基本とする。それ以外の形式（ＤＸＦ，ＳＦＣ等）で提出する場合は、Ｊｗ_ｃａｄにてデータの再現性を確認すること。

（５）関連事項

(a)データを提出する場合は、事前にアンチウィルスソフトを用い最新のウィルス定義ファイル及び検出プログラムによりウィルスを検出し、駆除すること。

(b)検査を実施するときは、受注者又は管理技術者のほか、照査技術者を選定している場合は照査技術者を立会わせるものとする。

７．その他

別表

（着手時）契約締結後１４日以内

書　　類　　名	様　式	備　　考
業務工程表	第２号様式	契約約款第３条
業務計画書	－	共通仕様書３．５
管理技術者及び照査技術者選任通知書	第７号様式	契約約款第１５条、第１６条

（必要時）

書　　類　　名	様　式	備　　考
再委託承諾依頼書	第３号様式	契約約款第１２条
指示、承諾、協議書	第６号様式	契約約款第１４条
管理技術者及び照査技術者変更通知書	第７号様式	契約約款第１５条、第１６条
履行期間協議書	第１０号様式	契約約款第２５条
履行期間延長変更請求書	第１１号様式	契約約款第２７条
履行状況報告書	－	共通仕様書３．１４

（完了時）

書　　類　　名	様　式	備　　考
委託業務完了通知書	第１５号様式	契約約款第３６条
成果物引渡書	第１９号様式	契約約款第３６条
委託業務修補完了通知書	第１７号様式	契約約款第３６条
照査報告書(写し)	－	共通仕様書３．１１
打合せ記録簿	－	共通仕様書３．１８